

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号 (管理番号)	255 255)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分 提案分野	B 地方に対する規制緩和 12_その他
----------------	--------------	---------------------------	---	--------------	------------------------

提案事項(事項名)

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料納付方法の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会

求める措置の具体的な内容

個人情報保護法施行令第31条に定める行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、契約成立事業者に一括して納付させる方法を改め、以下のとおり段階的な納付を可能とする。

- ①契約不成立事業者を含む全提案事業者が、提案時点で提案及び審査料相当額(21,000円)を納付(願書方式)
- ②契約締結後、提案に基づき自庁加工を施す場合、当該時間に比例した額(1時間までごとに3,950円)を納付(従量制方式)
- ③同法第116条第2項に沿って委託を行うこととなった場合、委託を受けた者に対して支払う額を納付(追加料金方式)

具体的な支障事例

【現在の制度】

個人情報保護法第115条の規定に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納める(同法第119条第3項)こととされ、当該金額は、以下①～③の額に基づいて積算することとされている。

- ①審査事務等に対応する金額として21,000円
- ②作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- ③行政機関等匿名加工情報の作成の委託をする場合は、当該委託を受けた者に対して支払う額
なお、手数料は先に納付せることとなるが、手数料額と実際に要した経費等の額との乖離が生じた場合でも、差額の還付や追加納付は行わないこととされている。

【支障事例】

同法第112条第1項の提案がなされた場合、すべての提案に対して同法第114条の規定に基づく受付・審査を行うこととなる。

審査に当たっては、審査基準を満たすか確認することとなるが、検証の過程でデータ加工に着手しなければならず、場合によっては専門業者に依頼する等して加工可能性を探る必要がある。さらに、提案事業者における情報の利用方法も慎重な精査が必要であり、審査段階での負担は非常に大きい。このような審査事務等に対応する金額である21,000円については、審査の結果、契約に至らなかった事業者に対しては請求できない。

また、契約に至った者に対しても、実際の加工時に追加的な処理が必要となってしまった場合や想定より作業量が少なかった場合等に還付・追徴ができない。そのため、金額算定は慎重に行わなければならず、審査結果通知まで相当な時間を要することとなる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

地方自治法に基づく住民監査請求や住民訴訟などの制度を鑑みても、地方自治体の公金収入における収入額や納入方法は適正になされる必要がある。

この点、制度改正により、審査・加工にかかる手数料の正確な収納が可能となるため、受付・審査料の十分な確保に加え、公金収入に関する住民への説明責任を果たすことができる。

また、提案者にとっても、提案者と地方公共団体とのコミュニケーションをとりながら段階的に加工を施していくため、より事業効果の得られる成果物が手に入るとともに、その過程で望むデータを得られないことが判明した場合には途中での打ち切りも可能となるなど、事業可能性の見通しという観点からもメリットがある。

根拠法令等

個人情報保護法第5章第5節、個人情報保護法施行令第31条、個人情報保護法施行規則第59条及び60条、個人情報の保護に関する法律事務対応ガイド（行政機関等向け）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、相模原市、熊本市

○個人情報の保護に関する法律第119条第3項の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めることとなっている（同法附則第7条において、行政機関等匿名加工情報の利用に関しては、当分の間、都道府県及び政令指定都市が当該加工情報を利用した事業の提案を募集することとなっている）。

仮に法律の改正により市町村も当該加工情報を利用した事業の提案を募集することになれば、現行の制度では、手数料額と実際に要した経費等の額との乖離が生じた場合でも、差額の還付や追加納付は行わないこととされるため、改正により、段階的な納付が可能となることで、提案者にとってもメリットがあり、地方公共団体にとっても手数料の正確かつ適正な収納が可能となることから、提案に参画するもの。

○審査事務に係る負担や時間が膨大であるため、その対価としての費用を提案者に対し請求すべきであり、併せてその金額（21,000円）の妥当性を再検討する必要がある。

○提案をした者は、審査結果通知書により行政機関等から通知された手数料等の額を、行政機関等に納付し、契約を締結し、その後当該団体は、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供することになる。したがって、手数料等の額が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料等の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料等の額との乖離が生じることがあり得るが、事務対応ガイド上では、差額の還付や追加納付は行わないこととされている。作成した行政機関等匿名加工情報の提供後の納付にするなど、実務上負担が大きくならないよう柔軟な運用が望ましい。

各府省からの第1次回答

行政機関等匿名加工情報の提案募集制度においては、新産業の創出等のため行政機関等匿名加工情報の利活用を促進するという観点等から、契約に至らなかった事業者からは対価を徴収せず、また、役務・サービスの対価である手数料の額は契約締結段階において確定させることとしている。